



有償技術支援－附帯プロ

2013年06月14日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)MEGATECラ・ウニオン校指導力向上プロジェクト (英)The Project for the Strengthening of Teaching Quality of MEGATEC, La Union
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	ラウニオン市
署名日(実施合意)	2008年10月17日
協力期間	2009年01月13日 ~ 2012年01月12日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Ministry of Education

プロジェクト概要

背景

エルサルバドル国(以下「エ」国)は人口に比して国土が狭く資源にも乏しいために、産業人材育成、特にサービス産業における中堅・高等技術者、上級技能工の人材育成が今後の発展の鍵となっている。特に、内戦の影響を強く受けた東部地域においては、経済・社会の開発が遅れており、我が国が円借款により支援しているラウニオン港は、東部地域における商業・観光産業発展の起爆剤として大きく期待されている。また、このラウニオン港の開港を控え、港湾関連および同港周辺地域の地域産業を担う地元の人材の育成が、東部地域の発展において大きな課題となっている。

一方、「エ」国教育省は2005年3月に発表した長期政策「国家教育計画2021」の中で、産業人材の育成及び競争力強化を打ち出し、その具体的な施策として「MEGATEC」プログラムを発表した。同プログラムは、高等技術教育の強化目標として高校から大学を含む技術教育システムの強化を主な目的とし、地域の特性を活かした高等技術学校(日本の高専、短大)レベルの教育課程を創設している。

かかる背景のもと、ラウニオン港およびその周辺地域の産業を担う地元人材の育成を目的とした、MEGATECラウニオン校の創設が決定された。本校は、世銀及び日本政府の見返り資金により建設され、2006年2月には4学科を設置し第1期生の受け入れを開始した。その中で、専門性を持つ指導員を確保し授業を開始したものの、現状としてこの指導員の指導能力が十分なものとはいえず、また、MEGATECラウニオン校を運営している中米技術学院(ITCA/FEPAD)自身にとって新しい学科である物流税関科/港湾運営管理科等については、教材・カリキュラムが未整備であり、手探りで授業を実施している等の課題が散見されている。このため、2006年8月以降日本政府に対して、技術協力プロジェクトが要請された。

日本側にて継続検討の時期が続いたが、2008年3月に本プロジェクト採択に向けたプロジェクト計画策定調査団が派遣され、本プロジェクトに係る情報収集を通じた協力プログラム「東部地域開発」における位置付けの確認、及び本プロジェクトの妥当性及び有効性を「エ」国関係者とともに検討を行った。同調査後、プロジェクト概要案が日本側関係者で共有されるとともに、2008年5月に日本政府により本プロジェクトの採択が決定し、「エ」国政府に通報がなされた。また、同年10月にはJICAと「エ」国教育省との間でR/Dが締結された。

上位目標 東部地域開発に必要なテクニコ(技術者・技能士)レベルまたはそれ以上の人材が輩出される。

プロジェクト目標	MEGATECラウニオン校の運営及びテクニコレベルの教育・訓練内容が地域ニーズに対応するよう改善される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. MEGATECラウニオン校の教員の指導能力が強化される。 2. MEGATECラウニオン校の学生課機能(学生募集、就職支援)が向上する。 3. MEGATECラウニオン校の物流税関科及び港湾運営管理科において、教員の技術能力が強化される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1.1 MEGATECラウニオン校における現在の指導法を分析する。 1.2 MEGATECラウニオン校にとって新しい指導法を紹介する。 1.3 MEGATECラウニオン校に適用可能な指導法を作成する。 1.4 確立した指導法の研修を行う。 2.1 MEGATECラウニオン校の学生課の現在の機能を確認する。 2.2 MEGATECラウニオン校の学生課の課題を抽出する。 2.3 MEGATECラウニオン校の学生課の改善案を作成する。 2.4 MEGATECラウニオン校の学生課改善案を実施する。 2.5 実施結果を検証する。 3.1 物流税関科/港湾運営管理科の教員に必要な(不足している)現在の技術能力を確認・検証する。 3.2 物流税関科/港湾運営管理科の教員に対する技術能力強化のための研修計画を作成する。 3.3 物流税関科/港湾運営管理科の教員研修を実施する。 3.4 物流税関科/港湾運営管理科の教員が研修内容に沿って授業用教材を改訂し、発表する。 3.5 物流税関科/港湾運営管理科の教員が行う発表を評価する。
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家(チーフアドバイザー/運営指導計画、人材ニーズ把握/業務調整) ・コンサルタント(物流税関科、港湾運営管理科教員技術能力強化) ・研修員受入(学校運営、物流・税関業務、港湾運営管理) ・在外事業強化費等
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの配置 ・各学科に関連する民間企業から構成される諮問委員会 ・専門家オフィス、施設、勤務スペース等 ・事業運営に係るカウンターパートコスト ・専門家が視察を行う際の交通手段及び便宜等
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ラウニオン港が機能し、一定の寄港船数が保たれる ・テクニコレベルの人材ニーズが急激に変更しない。 ・訓練を受けた教員がMEGATECラウニオン校に継続して勤務する。 ・卒業者数の増加に応じた人材の需要が認められる。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>実施機関はラウニオン地域のMEGATEC本部の運営を担っている中米技術学院(ITCA-FEPADE)ラウニオン校となるが、以下関係機関と密接な情報共有・意見交換を行いながらプロジェクトを実施していくこととする。</p> <p>ア. 教育省:MEGATECプログラムをラウニオン地域も含めて「エ」国内5地域で推進している イ. ITCA-FEPADE本校(ラ・リベルタ県サンタテクラ市:首都サンサルバドルから車で15分程度)</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>円借款「ラ・ウニオン港開発事業」(2001-2010) ノンプロ/2KR見返り資金「MEGATECラウニオン校第2フェーズ建設支援」(2006-2008) グアテマラ第三国研修「職業訓練指導技術向上(PROTS)」(2006-2010) 集団研修「産業技術教育」(2006):ラウニオン校校長が参加 JOCV派遣「コンピューター技術」(2004-2006):ITCAサンミゲル校 SAPI「ラ・ウニオン港運営方法に関する技術支援調査」(2009-2010)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>EU「中等職業技術教育改革プロジェクト(APREMAT)」(1999-2004) 世界銀行「MEGATECラウニオン校建設支援」(2005) 世界銀行「MEGATECラウニオン校指導員研修及びカリキュラム策定」(2005) 米国ミレニアム・チャレンジ・アカウント(MCA)(2007-2011):協力内容の1つとして MEGATECチャラテナンゴ校支援</p>



技術協力プロジェクト

2012年05月29日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2 (英)Chagas Disease Control Project Phase 2
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	予防医療キャパシティディベロップメントプログラム
プロジェクトサイト	アウアチャパン県、ソンソナテ県、サンタアナ県、ラ・リベルタ県、モラサン県、サンミゲル県、ウスルタン県
署名日(実施合意)	2008年01月29日
協力期間	2008年03月01日 ~ 2011年02月28日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Public Health and Social Welfare

プロジェクト概要

背景

シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病とされ、750万人以上の患者がいると推定されている。中米では、感染者は人口の約9%、約244万人と推測されており、エルサルバドル国では、人口の約4.3%、約32万人もの人々が感染しているとされている。

シャーガス病予防は、マラリア熱、デング熱等他の媒介虫感染症に比べて恒常的な成果を挙げやすい。シャーガス病を媒介するサンガメは、現在のところ殺虫剤に対する感受性が強く、また、近い将来耐性を発達させる可能性も低いとされている。したがって、①殺虫剤散布、②住居の改善、③住民教育を通して消滅可能な病気であることが実証されている。実際に南米のチリ、ウルグアイでは、感染の断絶が宣言されており、南米での成果を受け、中米7カ国(グアテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)及び米州保健機構(PAHO/WHO)は、「2010年までに中米におけるシャーガス病の感染を中断する」という目標をあげて中米シャーガス病対策イニシアティブを開始した。この目標達成のため、毎年「中米地域シャーガス病対策連絡会議」が開催され、各国の取り組みが評価されている。

JICAは、2000年より実施されたグアテマラ協力の経験を活かして、エルサルバドルにて技術協力プロジェクトを2003年9月より実施した。2007年5月に実施した終了時評価では、対象3県におけるパイロット地区5地区のうち、4地区における在来種の減少(5%以下)を確認した。また、パイロット地区では住民参加型シャーガス病監視システムを試行導入しており、セクター連携による監視システムが構築されつつある。

今般、同監視システムの検証を更に重ね、パイロット地区での経験・知見を基に、保健省中央及び地域事務所、県保健組織(SIBASI)が監視システムの運営に必要な能力を身につけ、戦略的に他地域へ普及させることを促すべく、保健省関係者の能力強化を主眼とした本プロジェクト(フェーズ2)を実施するに至った。なお、本フェーズではシャーガス病感染リスクが高いと推測される東部地域を新たに対象県に含め、殺虫剤散布を中心としたアタックフェーズを進める予定である。

上位目標 エルサルバドルにおいてT.d種によるシャーガス病の感染が大幅に減少する。

プロジェクト目標 対象県において、アタックフェーズの地域が拡大され、メンテナンスフェーズにおける住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)が確立される。

成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央地域・東部地域の対象県の高リスク地域におけるアタックフェーズの第1回殺虫剤散布が終了する。 2. パイロット地区において、監視システムが定着する。 3. シャーガス病対策の啓発・推進活動が強化される。 4. 保健省(中央、地域、県、ローカルの各レベル)の主導により、西部地域のパイロット地区以外の高リスク地域において、監視システムが導入される。 5. シャーガス病対策の経験・知見がプロジェクト対象県の間で共有される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. ベースライン調査(血清検査と昆虫学的調査)を実施し、高リスク地域を同定する。 1-2. ベースライン調査結果に基づき、第1回殺虫剤散布を計画し、実施する。 2-1. 複数のコミュニティにおいて、T.d種によるシャーガス病感染の中断に関する閾値を検討するため、 <ol style="list-style-type: none"> (i)16未満児の血清陽性率、(ii)家屋内生息率、(iii)原虫保有率の全数調査を実施する。 2-2. パイロット地区において監視に携わるステークホルダーの役割と責任を規定する。 2-3. パイロット地区において監視システムの業績評価手法を構築し、評価を行う。 2-4. 業績評価の結果を踏まえて研修を実施する。 3-1. 保健従事者間でシャーガス病対策に関する継続的な研修を実施する。 3-2. 教育省との連携によるシャーガス病対策に関する教育活動を継続する。 3-3. マスメディアを使い行動変容のための啓発を推進する。 3-4. 他の関係者と協力してシャーガス病対策活動(住居改善等)を推進する。 4-1. パイロット地区におけるステークホルダーの種類、疫学・昆虫学・社会経済的特徴を勘案し、監視システム構築までの経過を分析する。 4-2. 分析結果を参考に、高リスク地域における監視システムの導入計画を作成する。 4-3. 高リスク地域において監視システムを導入し、2-3で開発された方法で業績評価を行う。 4-4. 業績評価の結果を踏まえて研修を実施する。 5-1. プロジェクト対象県で得られた経験・知見に基づき、シャーガス病対策のパッケージ(実施ガイドライン、モニタリング・評価ツール、行動変容のための啓発用資材、研修教材等)を開発する。 5-2. プロジェクト対象県の間で経験・知見を共有するためのセミナーを実施する。
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家(プロジェクト運営、シャーガス病対策) ・短期専門家(モニタリング・評価、疫学分析、啓発など) 2. 機材供与 <ul style="list-style-type: none"> バイク、車両、殺虫剤散布器、プロジェクター、ELISA用テストキット、簡易血清検査キット等 3. 在外事業強化経費 <ul style="list-style-type: none"> 教材印刷費、セミナー・研修経費、マスメディア用資材作成および普及にかかる経費等
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材の投入 <ul style="list-style-type: none"> 保健省本省職員、対象県の地域事務所職員、県保健組織(SIBASI)職員 対象県の保健所職員殺虫剤散布員 2. 機材 <ul style="list-style-type: none"> 車両、バイク、殺虫剤散布器のスペアパーツ 3. 建物・施設 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト事務所・駐車場 4. 必要経費 <ul style="list-style-type: none"> 車両燃料代、プロジェクト事務所の運営費(電気代・水道代・通信費)、殺虫剤等
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> 中米シャーガス病対策イニシアチブ(IPCA)による、エルサルバドルに対する技術的・政策的な支援が継続する。 2. プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> シャーガス病対策が継続して保健省の優先事項となる。 3. 成果達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> 前プロジェクトで育成されたG/Pの半数以上が継続してシャーガス病対策活動に従事する。 シャーガス病以外の感染症の大流行により、シャーガス病対策のリソースが縮小しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>保健省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト・ディレクター： <ul style="list-style-type: none"> 保健副大臣 ②プロジェクト・マネージャー： <ul style="list-style-type: none"> 保健省保健監視局長 ③カウンターパート： <ul style="list-style-type: none"> 保健省国家シャーガス病プログラム調整官 保健省医昆虫課長 ④その他関係者： <ul style="list-style-type: none"> 教育省、PAHO/WHO、地方自治体
(2)国内支援体制	国内支援委員会(有「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」)
関連する援助活動	
(1)我が国の	・JICA(シャーガス病対策プロジェクト)：2003年より西部3県にて支援を実施。2007年9月に終了。

- 援助活動
- (2)他ドナー等の援助活動
- ・JICA(耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト):2003~2008年
住居改善において「シャーガス病対策プロジェクト」と連携し、土壁家屋改善ワークショップの実施や教材の共同開発を行った。
 - ・WHO(PDM活動2-1のサシガメ屋内生息率の閾値同定に関する継続的技術支援)
 - ・PAHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)
 - ・米州開発銀行(IDB)、日本貧困削減基金(JPO)(ウスルタン県ヌエバ・グラナダ市及びエスタンスエラ市における、シャーガス病感染に対するコミュニティレベルでの予防及び対策):2007年9月~2009年3月
エルサルバドル赤十字が実施機関。
 - ・ルクセンブルグ政府(東部地域医療サービス改善プロジェクト):2002~2006年



技術協力プロジェクト

2013年06月14日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 上下水道公社事業運営能力強化プロジェクト (英) The Project for Capacity Development of ANDA for Operational Improvement
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	環境・衛生改善プログラム
援助重点課題	持続的開発のための防災・環境保全
開発課題	気候変動及び環境への対応
プロジェクトサイト	サンサルバドル及び地方4都市
署名日(実施合意)	2008年12月02日
協力期間	2009年01月10日 ~ 2011年12月28日
相手国機関名	(和) 上下水道公社
相手国機関名	(英) Administracion Nacional de Acueductos y Alcantarillados

プロジェクト概要

背景 エルサルバドルに264ある自治体のうち主に都市部の168自治体においては、上下水道公社(ANDA)が上下水道事業を担っており、残りの自治体では独自に中小の給水事業体が運営・給水を行っている。エルサルバドル都市部の給水率は93%であり、そのうち90%はANDAによりカバーされている。一方、農村部では給水は限定的にしか行われておらず、ANDAとその他の自治体等が独自に運営する事業体を併せても僅か29%の給水率である(全国平均では61%)。ANDAの給水事業には以下の問題があり、改善の必要性がある。

- ①無収水が50%程度であると推定されており、主に高い電気料金に起因する割高な維持管理費と低い水料金の設定と相俟って経営を圧迫している。しかし、ANDAは法律上、自ら料金を改定する権能を持たず、政府の補助金により赤字分を補う体制が定着している。
- ②給水施設のキャパシティ・水資源量の不足により一部地域においては間欠給水となっている。
- ③下水管網は全国の70%に存在するものの下水処理場は限定的であり、97%の下水が未処理のまま河川等に放流されている。

このような状況下、我国より個別専門家「主要都市上水供給改善計画」が派遣(2007年1月～8月)され、事業改善のための現状分析を行い、改善のためのアクションプランが策定された。これに基づき、本件が要請され、2008年7月に行われた事前調査において優先すべき課題を本件のコンポーネントとして整理、2008年12月、R/Dが合意された。

上位目標 上下水道公社(ANDA)の上水道事業の運営管理能力が強化される

プロジェクト目標 上下水道公社(ANDA)の施設維持管理能力が向上する

成果

- 1.ANDAの施設維持管理能力が向上する
- 2.ANDAの無収水削減計画策定能力が向上する
- 3.ANDAの節電計画策定能力が強化される
- 4.ANDAの下水道整備計画策定能力が開発される

【活動1】

活動

- 1-1 無収水削減アクションチームの結成と基礎情報の収集・分析
 - 1-2 モデル区画と実践的パイロット区画の選定と無収水削減対策の実施
 - 1-3 研修の実施
 - 1-4 住民啓発活動の実施
- 【活動2】
- 2-1 無収水削減マネージメントチームを組織する
 - 2-2 ANDAの現状の無収水削減対策を見直す
 - 2-3 研修の実施
 - 2-4 モデル区画と実践的パイロット区画における無収水削減対策の実施結果を基に全体の無収水削減対策長期計画(案)を作成する
- 【活動3】
- 3-1 節電対策チームの結成と基礎情報の収集・分析
 - 3-2 パイロット施設の選定と節電対策の実施
 - 3-3 節電計画(案)及び取水・浄水・配水に関する水運用システム改善(案)の作成
 - 3-4 節電計画にかかるマニュアルの作成と研修等の実施
- 【活動4】
- 4-1 下水道計画チームを組織する
 - 4-2 下水道整備の現状を調査し、下水道整備計画策定に係る問題を分析する
 - 4-3 マニュアルの作成と研修等の実施

投入

日本側投入

【専門家】合計72.7人月
チーフアドバイザー、無収水管理、無収水削減技術、水道施設管理、水運用管理、設備管理、下水道計画、下水処理技術

【資機材】

無収水削減活動に必要な資機材(マクロメーター(流量計)、ポータブル超音波流量計、音聴式漏水探知器、配水管網図CADソフト及びPC、流量測定車輛等)、節電対策活動に必要な資機材(力率計、力率改善機器、管網水理解析ソフト等)、プロジェクト車両

【本邦研修】

意思決定層 7名、無収水対策技術者 12名、節電対策技術者 8名

相手国側投入

・C/Pの配置(プロジェクトディレクター: ANDA総裁、プロジェクトマネージャー: 計画開発部長、技術部長、副プロジェクトマネージャー: 3地域支局長(首都圏支局長、中部支局長、西部支局長))

・チームの結成(無収水削減マネージメントチーム(本部)、無収水削減アクションチーム(首都圏、中部、西部支局に各1チーム)、節電対策チーム(首都圏)、下水道計画チーム(本部))

・日本人専門家のための執務室及び同室における必要な機材

・プロジェクトに実施に必要な情報の提供

・カウンターパート職員の給与、出張手当、その他手当

・モデル区画ならびに実践的パイロット区画の分離化工事及び漏水探知後の配水管網の補修工事等に係る費用

・専門家執務室の電気・水・ガスに係る費用

・供与機材の通関、保管、国内輸送に係る費用等

外部条件

【プロジェクト目標達成のための外部条件】

・政策の変化等によるANDAの組織体制に大幅な変更が無いこと

【上位目標達成のための外部条件】

・研修を受けた職員が実施期間中に離職又は異動しないこと

実施体制

(2)国内支援体制

厚生労働省及び支援委員である東京水道サービス(株)山崎氏から会議等で助言を受ける

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

個別案件(専門家)「主要都市上水供給改善計画」(2007年1月～8月)
開発調査「ラ・ウニオン県港湾再活性化マスタープラン」(1997年～1998年)
円借款「ラ・ウニオン港開発事業」(限度額112億3,300万円)

(2)他ドナー等の

援助活動

・フランス、ルクセンブルグがそれぞれ、本件とは地域が異なるが、無収水対策を過去に実施しており、本件においてもこれら事例の情報収集をし、参考にしている。

・USAID「ラ・ウニオン市小規模排水処理場建設」

・IDB「ANDA組織改革・分権化への提言及び村落部の給水施設整備支援」これまでに15の分権化水道を設立した。



技術協力プロジェクト

2016年04月19日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト (英)Enhancement of the Construction Technology and Dissemination System of the Earthquake-Resistant "Vivienda Social"
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	水資源・防災-地震災害対策
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	平和構築-社会的弱者支援
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-気象・地震
プログラム名 援助重点課題 開発課題	防災体制の強化プログラム 持続的開発のための防災・環境保全 気候変動及び環境への対応
プロジェクトサイト	サンサルバドル市
署名日(実施合意)	2009年04月17日
協力期間	2009年05月21日 ~ 2012年12月23日
相手国機関名	(和)公共事業省(住宅都市開発庁)、中米大学、国立エルサルバドル大学、開発普及住宅財団、建築研究所
相手国機関名	(英)Viceministerio de Vivienda y Desarrollo Urbano (VMVDU), UCA, UES, FUNDASAL,ISC
日本側協力機関名	国土交通省

プロジェクト概要

背景

「エ」国では2001年に2回の大地震が発生し、多くの住民特に貧困層が住宅倒壊によって命を失ったことから、「エ」国政府は我が国に技術協力プロジェクト「耐震普及住宅の建築普及技術改善」(以下、フェーズ1)を要請した。フェーズ1は、普及住宅の耐震性向上及びその普及を目的としたものであり、2003年12月から5年間の期間で実施され、低所得者向け住宅を対象として、「エ」国で一般的な住宅建築工法のうち4つの工法(ブロックパネル造、改良アドベ造、ソイルセメント造、コンクリートブロック造)について、その耐震性を高める実験・研究を行ってきた。本協力により、「エ」国における耐震住宅の建築技術の研究・開発にかかる人材が育成され、実験・研究の成果を基に、耐震性が考慮された低所得者向け住宅が普及することで、地震による被害が軽減すると期待されている。フェーズ1では実験・研究を主な内容として行ってきたが、今後はその成果を全国に広めていくために、行政の実施体制を整備していくことが求められている。

引続き、「エ」国の建築行政は公共事業省住宅都市開発庁(VMVDU)が担っているが、建築物の構造安全性に関する技術基準が整備されておらず、耐震性のある住宅を普及するにあたり建築許認可や違法建築に対する是正指導を行うための体制が十分に整っていない現状にある。

このような状況から、2007年8月、「エ」国政府は、フェーズ1の成果を踏まえ、耐震住宅の実験研究からその建設促進へと展開させるため、建築行政の強化や制度整備を主な内容とした本プロジェクトを我が国に要請した。

行政強化の1つとして技術基準の策定能力を向上する活動を想定しているが、2008年12月に行った詳細計画策定調査では、策定に着手するにあたり継続して実験が必要であることを確認し、引続き、技術基準策定に必要な実験も合わせて実施することとした。

エルサルバドル国において低・中所得者向け耐震住宅が普及する体制が整備される。

上位目標

プロジェクト目標 低・中所得者向け耐震住宅の普及を促進する建築行政が強化される。

成果

- 1.技術基準(案)の策定に必要なデータが整えられる。
- 2.住宅都市開発庁と建築行政実施組織において、住宅建築の許認可に関連した技術面・業務面の能力が改善される。
- 3.パイロット活動地区において、低・中所得者向け耐震住宅の持続的な普及体制が構築される。

活動

- 1-1.住宅都市開発庁とエルサルバドル側研究者が中心となって、フェーズ1の成果をもとに「技術基準」を見直し、実験活動計画をたてる。
- 1-2.(改良アドベ造について)規則の改定に必要な実験を実施する。
- 1-3.(コンクリートブロック造について)技術基準(案)の策定に必要な実験を実施する。
- 1-4.(ソイルセメント造について)技術基準(案)の策定に必要な実験を実施する。
- 1-5.研究者がその他の必要とされる実験・研究を行う。
- 2-1.都市計画・建設に関わる基準策定・調査研究課(UNICONS)の職員の耐震に関する知識を向上する。
- 2-2.(改良アドベ造について)実験結果(活動1-2)に基づいて、改良アドベ工法にかかる規則の改定する。
- 2-3.(コンクリートブロック造について)実験結果(活動1-3)に基づいて、コンクリートブロック造の技術基準(案)を策定する。
- 2-4.(ソイルセメント造について)実験結果(活動1-4)に基づいて、「技術基準」(案)を策定する。
- 2-5.(ブロックパネル造について)フェーズ1の研究成果に基づいて、技術マニュアルを策定する。
- 2-6.国家科学技術審議会(CONACYT)の承認に必要な活動を実施する。
- 2-7.建築行政実施組織において住宅建築の許認可等を担う職員に対し、耐震住宅建築を含め業務に関連する研修コースを把握する。
- 2-8.研修ニーズ把握結果(活動2-7)に基づいて、職員向け研修計画を策定する。
- 2-9.住宅建築の許認可を円滑に行うための業務ガイドラインを作成する。
- 2-10.作成した業務ガイドラインを用いて研修を実施する。
- 3-1.住宅都市開発庁及びFUNDASALを中心に普及戦略を検討する。
- 3-2.地域特性を考慮した4工法(とレンガの枠組組積造)に関するコスト調査、コスト積算を実施する。
- 3-3.上記のコスト分析を実施する。
- 3-4.コスト比較分析の結果をまとめ、市民への普及マテリアルを作成する。
- 3-5.住宅建築の許認可業務を行っている建築行政実施組織(住宅都市開発庁の地方支所、自治体、独立行政体)から、パイロット活動を実施する事務所を3つ選択する。
- 3-6.モデル事務所の職員を対象とした研修計画を作成する。
- 3-7.モデル事務所の職員に4工法の普及に関する研修を実施する。
- 3-8.モデル事務所が実施する4工法に関する住民への情報提供と住民からの意見収集を支援する。
- 3-9.建築行政を実施している建築行政実施組織の担当者全員を対象としたワークショップを実施する。
- 3-10.住宅建築や耐震技術に関するエルサルバドル国内の専門家及び技術者に対して4工法に関するセミナーを実施する。
- 3-11.国内外の関係者に対して研究成果を発信する。

投入

日本側投入

- ・長期専門家(建築行政)
- ・短期専門家及び運営指導調査団(研究計画、建築関連法収集、耐震壁実験など)
- ・実験に必要な資機材
- ・現地コーディネーター
- ・国別研修
- ・在外事業強化費

相手国側投入

- <エルサルバドル>
- ・カウンターパートの配置
- ・プロジェクトオフィス
- ・実施にかかる既存施設および資機材の提供
- ・ローカルコスト
- <メキシコ>
- ・短期専門家(地震工学、耐震住宅普及、設備マネジメント)
- ・第三国研修

外部条件

上位目標:技術基準が国家科学技術審議会によって、承認される。
プロジェクト目標:国家住宅政策と都市政策が大幅に変更されない。
成果:住宅都市開発庁の国家整備開発計画が順調に進む。

実施体制

(1)現地実施体制

実施機関:住宅都市開発庁
参加機関:国立エルサルバドル大学(UES)
中米大学(UCA)
エルサルバドル開発普及住宅財団(FUNDASAL)
エルサルバドル建築研究所(ISC)

住宅政策を担当する住宅都市開発庁がプロジェクトの総括を行うとともに、実施機関としてプロジェクトに責任を負う。フェーズ1同様、実験・研究は工学分野での実績がある

UES及びUCAが中心となっており、普及に関しては耐震住宅の普及活動の経験が豊富なFUNDASALがサポートする。また建築分野の様々なステークホルダーによって構成されるISCが参加し多面的アドバイスを行う。

(2)国内支援体制

国内協力機関：国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(1)技プロ「耐震普及住宅の建築普及技術改善」(2003.12-2008.11)

本プロジェクトの前フェーズとして、耐震実験を行う施設設置、材料実験を含む耐震実験手法の取得、改善された工法の普及を実施。

(2)集団研修「地震・防災・耐震工学」

耐震技プロのC/P及び関係者を戦略的に選出し、同コース修了後の修士号取得により、本分野における人材育成に貢献する。

(3)技プロ「中米広域防災能力向上」

中央政府－市－コミュニティレベルにおける防災体制モデルを構築する。今年度からフェーズ2開始予定。

(2)他ドナー等の

援助活動

(1)米州開発銀行：

住宅プログラムへの融資(2001年～2009年)を行っており、その中で地震被害家屋の修復や再建を支援している。

(2)米国際開発庁：

住宅都市開発庁の要請に基づき、建築関連法等の体系化を図る調査を実施した(2008年12月終了)。

(3)ドイツ技術協力公社：

2005年～2009年にわたり、国土整備開発計画と地方分権行政の強化について住宅都市開発庁を支援している。



個別案件(専門家)

2018年04月05日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)雇用情報システム改善計画アドバイザー (英)Improvement of the Intermediation System of Employment -(analuze and recommend the software), Technical Assistance to strengthen technical capabilities of IT staff.
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	社会保障-労働-雇用関係
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-労働
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	サンサルバドル
署名日(実施合意)	2009年12月01日
協力期間	2010年03月08日 ~ 2010年05月15日
相手国機関名	(和)エルサルバドル労働省
相手国機関名	(英)Ministerio de Trabajo y Prevision Social

プロジェクト概要

背景	エルサルバドル国では経済危機の影響から経済基盤の脆弱な貧困層を中心に失業者が増加し、治安の悪化等、深刻な問題が発生している。2009年6月に発足したフネス新政権は、貧困対策と雇用拡大を優先課題に掲げており、これを受けて労働省では、求職者のニーズに合った総合的雇用情報サービスの提供に向け、2003年に立ち上げた「雇用機会提供ネット(Red Nacional de Oportunidades de Empleo)」の改善に取り組んでいる。この中で求職者に対する雇用情報の提供サービスの改善を試みているものの、インターネットを通じた雇用情報の提供に関する経験・ノウハウやシステムの構築技術が不足していることもあり、多くの課題を抱えている。このため公的職業サービスの実施に関し豊富な経験を有する我が国に対し、雇用情報の提供に関する技術的な助言・指導を行うための専門家派遣が要請された。
上位目標	労働省の雇用機会提供ネットの改善及び情報サイトの運営管理能力の向上を通じて、国民(求職者)に対する雇用サービスが改善される。
プロジェクト目標	・雇用機会提供ネットに関し、システム及び運用上の課題が明確になり、改善策がとりまとめられる。
成果	・職業紹介サービスの中での雇用機会提供ネットの活用状況とその課題が明らかになる。 ・雇用機会提供ネットの運用状況を分析し、その問題点と課題が明らかになる。 ・雇用機会提供ネットのシステム分析が行われ、システム上の問題点が明らかになる。 ・労働省担当職員の情報システム運用及び活用についての能力が向上する。 ・雇用機会提供ネットを活用した労働省の職業紹介サービスの改善計画案が作成される。
活動	・日本のハローワークの業務内容及び情報システムの活用状況についての説明を行う。 ・労働省の各窓口における、雇用機会提供ネットの活用状況について調査を行う。 ・雇用機会提供ネットの運用実績や蓄積されたデータの内容について調査を行う。 ・雇用機会提供ネットのシステム分析を行う。

- ・上記の分析結果を踏まえて、雇用機会提供ネットのシステムについての改善策を検討する。
- ・雇用機会提供ネットを活用した就職紹介サービスの改善計画案を作成・提案する。

投入

日本側投入 短期専門家 2名 × 3ヶ月

内訳:

雇用情報システム運営改善アドバイザー ×1名×3ヶ月
(雇用情報システムに知見を有するシステムエンジニア)

雇用情報システム改善アドバイザー ×1名×3ヶ月
(ハローワークにおける実際の業務についての知見、公的職業紹介サービスに関する知見を有する者)

相手国側投入 現地業務費
C/P、執務環境、ローカルコスト

外部条件 現政権の政策に大きな変更がない

実施体制

(1)現地実施体制 労働省社会保障・雇用局技術開発課

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

- 1)我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
- 2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)



技術協力プロジェクト

2016年05月11日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 中小企業育成振興計画プロジェクト (英) SMALL AND MEDIUM ENTERPRISE DEVELOPMENT AND PROMOTION PLANNING
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	零細中小生産セクターの育成・能力開発・輸出振興プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	競争力のある産業の育成と産業基盤整備
署名日(実施合意)	2007年07月10日
協力期間	2007年09月17日 ~ 2009年09月16日
相手国機関名	(和) 経済省
相手国機関名	(英) Ministry of Economy

プロジェクト概要

背景

エルサルバドル国では1992年の内戦終結以降、対外開放型の経済政策が推進され、90年代には中南米では次に次いで高い経済成長(年平均5.6%)を遂げた。99年に発足したフローレス政権も市場アクセスの多角化に向けた自由貿易協定(FTA)の推進をはじめ、FTAを利用した輸出振興、国内企業の競争力強化に向けた輸入関税の引下げ及び外資誘致に向けた各種規制緩和等を段階的に実施し、経済の自由化を積極的に推進してきた。他方、同国では従来繊維、皮革等、中小企業に代表される軽工業が主要産業であったが、近年は政府による自由化推進の結果、中国をはじめとするアジア諸国からの安価な輸入製品の流入が増加し、市場を失った中小企業を中心とする国内企業の業績が急速に悪化しつつある。更に、近年主に米国在住のエルサルバドル人による家族送金の増加もあり、国内では輸入品に依存する消費社会の拡大が進行している。

かかる状況下、経済省では国家競争力強化計画を通じた中小零細企業の連帯強化をはじめ、中小企業委員会(CONAMYPE)による融資アクセスの改善、技術指導の強化を通じた中小企業の支援と輸出振興への取り組みを行っており、これに対し我が国は2003年3月から2005年3月までCONAMYPEをC/Pとして「中小企業育成振興計画」分野長期専門家を派遣してエルサルバドルにおける中小企業の実態を把握するための支援を行った。右専門家が行った国内の現状調査では、1)従業員4名以下の零細企業は全企業の90.8%を占めており、雇用の安定と経済成長の原動力として零細・中小企業の競争力の向上は急務である、2)政府の中小企業支援プログラムはコンサルタントが行なっているが、国内の人的リソースの育成が急務である、3)政府の能力向上が課題となっている、4)多くの企業は5SやKAIZENなど日本の経験を活かした生産管理手法の習得を必要としている、等の課題が明らかにされた。これらの課題に対してエルサルバドル政府は「生産性開発基金」の設置、中小企業関係機関の強化として全国に4つの地方事務所(ビジネスセンター)を設置した。

本プロジェクトはこれらの課題を踏まえ右専門家の活動成果を引き継ぎつつ、品質向上/生産性向上等に視点を置いて中小零細企業振興にかかわる政府機関(経済省、CONAMYPE等)の活動を強化することを目的とする。

上位目標

品質管理、生産性向上、技術革新を通じてエルサルバドル中小企業の競争力を強化する環境が整備される。

プロジェクト目標 品質管理、生産性向上、技術革新に関する中小企業振興分野の政策策定に向けての体制が強化され、事業実施における政府の役割が明らかになる。

成果 1)品質管理、生産性向上、技術革新に関する中小企業振興分野の政策策定体制の構築に向けての準備が整う。
2)品質管理、生産性向上、技術革新に関する中小企業振興分野の事業実施体制の構築に向けての準備が整う。

活動 1.1 中小企業振興政策の現状を分析し、課題を特定する。
1.2 中小企業振興分野のニーズを把握する。
1.3 中小企業振興分野において事業のモニタリング・評価結果を政策にフィードバックする体制を検討する。
1.4 中小企業振興政策に対する提言を行う。

2.1 中小企業振興分野の事業の現状を分析し、課題を特定する。
2.2 中小企業振興分野の事業に対するニーズを把握する。
2.3 中小企業振興分野の事業を改善するためのツールを開発する。
2.4 中小企業振興分野の事業をモニタリング・評価するためのシステムを開発する。
2.5 経済省、CONAMYPE、中小企業、その他関連機関の間で技術的な情報を共有する。

投入

日本側投入 ア)日本人専門家(中小企業振興) 1名x4ヶ月程度x3回
イ)カウンターパートの本邦研修(集団・地域別研修への参画) 2名程度
ウ)現地活動費
エ)事務所用機材等

相手国側投入 ア)プロジェクト実施に要する事務所
イ)プロジェクト実施のためのカウンターパート人員
ウ)日本人専門家用執務室
エ)プロジェクト実施に要する事務職員及び事務機器
オ)プロジェクト実施に要する予算の確保
カ)国内移動手段の提供

実施体制

(1)現地実施体制 経済省をC/Pとしつつ、セミナー・ワークショップ等による人材育成を実施するにあたっては、商工会議所や企業連合等の関連機関も技術移転の対象とする

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 エルサルバドル国経済開発調査(2002-2004)にて策定されたマスタープラン(6つの包括プログラム)に基づき、同マスタープランの事業化を促進することを目的として技術協力個別案件「東部地域開発」(長期専門家1名)が採択されている。昨年度派遣された短期専門家(3ヶ月)による提言としてはまずは「起業家基盤強化プログラム」の事業化を支援することとし、CONAMYPE東部地域開発センターにおいて中小企業育成支援を行うことをTORとした長期専門家の派遣が適当であるとしている。

(2)他ドナー等の援助活動 EU:中小企業支援全般
米国:MCAIによるインフラ整備
世銀:サプライチェーン関連



個別案件(専門家)

2011年10月08日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)開発計画アドバイザー (英)Development Planning Advisor
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	政府機関の計画・モニタリング強化プログラム
プロジェクトサイト	アンティグオ・クスカトラン市
署名日(実施合意)	2008年06月01日
協力期間	2008年09月03日 ~ 2010年09月02日
相手国機関名	(和)外務省
相手国機関名	(英)Ministry of Foreign Affairs
日本側協力機関名	なし

プロジェクト概要

背景 「エ」国における日本の経済協力の窓口機関は外務省対外協力局アジア・アフリカ・オセアニア課であり、同課は日本への要請案件のとりまとめ、モニタリング、必要な手続き、政策協議の事前準備・調整等の他に、2KR見返り資金及びノンプロジェクト無償の運用、案件形成を行っている。対外協力局では、これまでに開発計画の専門家を受け入れ、「エ」国の主要ドナーである日本の援助全体の管理と見返り資金の有効活用にかかる支援を得てきており、案件と国家開発の整合性、案件内容の検証、案件の採択に有益な情報の入手、実施中の案件の問題の迅速な解決等、良質な案件を形成・実施監理が求められている。

近年、対外協力局内の地域課は実施中の案件監理におけるモニタリング・評価等にも積極的な役割を果たすことが期待されており、当地においては技術協力プロジェクトの中間評価、終了時評価等で、評価委員を担当する等、JICA事務所もプロジェクト管理に積極的に関わる機会を提供してきた。

上位目標 我が国の経済協力が効果的効率的に計画・実施され、「エ」国が経済・社会的に発展する。

プロジェクト目標 「エ」国政府の政策・優先課題と我が国の援助方針の整合性を確保しつつ、円滑な援助実施のための援助窓口機関の企画立案、実施管理調整及び評価監理能力が向上する。

成果

1. 対外協力局が我が国及び南南協力実施国の援助実施プロセスを理解し、案件が円滑に実施される。
2. 担当者レベルでPCM手法が十分に理解され、日常業務に活用される。
3. 「エ」国政府の省庁間の案件に係る手続き等が円滑に行われる。

活動

- 1-1. 我が国の経済協力に係る理念、実施面での手続きを周知させる。
- 1-2. 我が国の経済協力の案件形成に資する情報の提供・収集や調査を行う。
- 1-3. 対外協力局内の関係部局間の情報伝達が円滑に進むようコミュニケーションを強化する。
- 1-4. 南南協力実施国のスキームの理解を促進させる。
- 1-5. 現地ODATFに対して、経済協りに資する政治、経済、社会状況に係る情報提供を行う。

1-6. 経済協力の促進に必要な調整を支援する。

2-1. 具体的な見返り資金・技プロ案件をC/Pとともに形成、サポートする。

2-2. 技術協力プロジェクト等で実施する各種評価調査をテストケースとしてC/Pにプロジェクトマネジメントの手法を指導する。

2-3. 必要に応じてPCMに係る考え方の指導を行う。

3-1. 政策協議の準備・実施等を通じて、省庁間のコミュニケーションを円滑にする。

3-2. 見返り資金案件等の案件形成・モニタリングを通じて、関係省庁間の調整を行う。

投入

日本側投入 専門家 1名 24人月「開発計画」

相手国側投入 ・カウンターパートの配置

外部条件 ・執務スペース、電話等の確保
援助窓口機関・部署が変わらない。
大きな人事異動が生じない。

実施体制

(1)現地実施体制 外務省対外協力局
局長1名、次長1名、
アジア・アフリカ・オセアニア課 課長以下4名
アメリカ課
ヨーロッパ課
国際機関課
供与資金・物資課
資金課
研修課

(2)国内支援体制 特になし

関連する援助活動

(1)我が国の 個別専門家派遣「開発計画」(1994-1997、1997-1999、2002-2005、2005-2008)

援助活動

(2)他ドナー等の UNDP日本信託基金「ミレニアムチャレンジアカウント達成及び人間開発のための地方
援助活動 自治体レベルでのフォローアップ」:
MDG関連指標および社会経済データを地方自治体レベルで収集・統合したデータベースを作成し、GISによる視覚情報化と分析。プログレスレポートとモデル地方自治体についての「MDGs達成と人間開発指標改善のための現状分析と開発計画」レポート作成。



個別案件(専門家)

2013年06月14日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和) 東部地域開発 (英) Eastern Region Development
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	平和構築-経済復興
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	東部地域開発プログラム 経済の活性化と雇用拡大 地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	サンミゲル市を中心に東部4県(ウスルタン、サンミゲル、モラサン、ラウニオン)
協力期間	2006年06月01日 ~ 2009年12月18日
相手国機関名	(和) 国家小零細企業委員会(CONAMYPE) 東部事務所、国家開発委員会(CND) 東部事務所
相手国機関名	(英) Comision Nacional de Micro y Pequena Empresas(CONMAYPE), Comision Nacional de Desarrollo(CND)

プロジェクト概要

背景

エルサルバドル国(以下「エ」国という。)は、1992年の内戦終了後15年以上経過した現在においても、反政府勢力の中心地であった東部4県(人口 約126万人)は、経済・社会インフラ整備の遅れにより、国内における産業発展の後進地域となっている。そうした中で日本政府は、2002年11月~04年1月にかけて、開発調査「「エ」国経済開発調査(以下「開発調査」という。)」を実施し、2008年末に開港するラウニオン港を中心に東部地域の産業振興・輸出競争力の強化を目的とした6つの包括プログラムより構成されるマスタープランとそのアクションプランを提示した。

2004年6月に発足したサカ新政権は、これまでの政権と同様、国家開発委員会(CND)を中心に、東部地域の経済開発を図ろうとしている。CNDは従来からの参加型組織形成・育成を共同体を中心とした事業、及び、関係省庁・民間による案件形成及び実施を行ってきたものの、開発調査で提案された内容が具現化されていない。

JICAは開発調査で提案された今後の技術協力案件の形成を目的として、2004年9-10月に「「エ」国東部地域開発プログラムデザイン調査」(以下「プロ形調査」という。))を行った結果、優先度が高いと確認された分野(農工複合体(AIC)、技術学校)に焦点を当てたプロジェクト形成支援を行うことを目的に、05年に専門家派遣の要請がなされ、JICAは2006年6月から9月にかけて、「東部地域開発」個別専門家を派遣した。

この専門家派遣を通じて、マスタープラン作成後の東部地域における開発の現況及び今後の方向性が、日本側及びエルサルバドル側で共有された。つまり、東部地域の主要産業である農業及び農業に付随した形の産業発展を推進していくことが、東部地域における健全な発展につながるとの認識が示され、後任にあたる本専門家はこれらの分野に近い零細中小企業委員会(東部事務所)東部事務所に派遣し、6つの包括プログラムのうち農工複合体プログラム、起業家基盤整備プログラムを中心に進めることとなった。

上位目標 産業発展、輸出振興等東部地域経済が活性化する。

プロジェクト目標 東部経済開発調査マスタープランで挙げられた6つの包括プログラムにおいて提案されている様々な開発プロジェクトのアイデアが具体化される。

成果	<p>東部経済開発調査マスタープランで提言されている6包括プログラムに関連するプロジェクト実施が促進され、特に農工複合体プログラム、起業家基盤整備プログラムでの事業実施に貢献するためのカウンターパート側の調整能力が向上する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マスタープランで提言された開発の方向性及び具体的なアクションプランの内容が関係者の間で共有される。 2. 地域の土地利用計画等、中央政府が地域レベルで施工する計画に対して、マスタープランの内容が反映される。 3. マスタープランに基づいた具体的な地域開発事業が計画・実施される。 4. CND東部事務所と今後の地域開発の方向性が共有される。 5. CONAMYPE東部事務所が行う東部地域の経済開発に必要となる農工複合体の具体的施策が改善される。
活動	<p>2004年2月に作成された東部経済開発調査マスタープランの提言内容を踏まえて、関係機関間の調整を図るとともに、計画している下記1～4の項目が着実に実施されるように、進捗状況を管理する。併せて、同マスタープランの提言内容を踏まえて、下記5～6の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東部地域開発に関する、形成中、実施中及び実施済みプロジェクトの情報収集を行い、CND、CONAMYPE関係者と共有する。 2. CNDを通じて東部地域開発関係者にマスタープランの内容を周知するためのセミナー、ワークショップ等を実施する。 3. 地方事務所及び中央政府関係機関の関係者にマスタープランが提案している見通し及び方向性を周知し、政策及び具体的計画に反映させる。 4. 地域開発事業がシナジー効果を生むよう、関係機関及びドナー等との連携を検討する。 5. 一村一品、観光開発等、想定できる東部経済開発のアプローチの事例をCONAMYPE東部事務所職員に紹介し、理解を深める。 6. CONAMYPE東部事務所として東部地域経済開発に貢献できる生産者組織、企業化組織へのサービス強化に係る具体的施策を検討する
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家1名 ・在外事業強化費
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの配置 ・執務スペース、国内移動手段の提供
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・中央政府の東部地域開発政策が転換されない。
実施体制	
(1)現地実施体制	CONAMYPE東部事務所に配属するものの、CND東部事務所関係者と密に連絡を取り合うものとする。
(2)国内支援体制	なし。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・円借款「ラウニオン港再開発」 ・ノンプロ無償、草の根無償をはじめとする無償資金協力 ・在外基礎調査「農牧センサスのための統計基礎地図整備」 ・開発調査「東部経済開発調査」 ・技プロ「貝類増養殖開発計画」、技プロ「東部地域零細農民支援」 ・JCPP「牛繁殖・飼育管理、サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援」 ・プロジェクト形成調査「シングルマザーの生活実態調査」、「MDGsと人間開発の地方自治体レベルプログレスレポートとモニタリングシステム」
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：東部地域（ラウニオン市周辺自治体での能力開発支援、土地登記システム整備など） ・欧州連合：ホンジュラス国境地域開発（サンミゲル県、ラウニオン県、モラサン県北部の国境地域の自治体、自治体連合の能力開発支援） ・米国MCA（ミレニアム・チャレンジ・アカウント）：北部92市を対象に横断道路建設、生産性向上、人間開発を内容とした4.61億ドルの協力を2007年より5年間の期間で実施。



技術協力プロジェクト

2018年10月04日現在

在外事務所 : エルサルバドル事務所

案件概要表

案件名	(和) 東部地域零細農民支援プロジェクト (英) Supporting the small-scale farmeres in the Eastern Region
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	農業開発-園芸・工芸作物
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	エルサルバドル国東部地域
署名日(実施合意)	2008年03月14日
協力期間	2008年03月26日 ~ 2012年03月25日
相手国機関名	(和) 農牧省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Livestock

プロジェクト概要

背景

エルサルバドル共和国(以下、エ国)は中米5ヶ国の中で最も小さい国土面積(2万1000km²、九州の約半分)に人口約590万人が居住する、中南米で最も人口過密で、自然資源にも乏しい国である。

2004年の調査では全人口の34.6%、農村部では43.7%が貧困状態にあり、エ国の経済は年々増加している米国への出稼ぎ労働者からの家族送金に大きく依存している。エ国経済にとって、コーヒーや砂糖は主たる輸出産品であり、農業は総労働人口の27%を吸収する重要な産業であるが、1992年の和平実現後に47,500人の帰還兵、帰還難民の経済的自立と農業振興を目的に約30万ヘクタールの土地を譲渡する農地改革を実施したことにより、土地の細分化が進み、2ヘクタール以下の零細農民が全農民の約80%を占めるようになった。銀行融資へのアクセスや十分な生産技術を持たないこれら零細農民は、農村部の貧困層を形成するに至っている。

特に内戦で深刻な被害を受けた東部地域は、サンサルバドル首都圏及び西部地域に比べ安定収入を確保できるような産業が発展しておらず、自給自足を主体とした農民が多いエ国内の最貧地域となっている。

2004年6月に発足したサカ政権は、政策プラン「Pais Seguro:安全な国」を発表、都市と地方・農村部との地域間格差是正を掲げ、地方開発や農牧セクターの再活性化による農村部の底上げを目指すとしている。この方針に基づき、エ国は、1999-2004年にJICAの支援により中西部地域で実施した技術協力プロジェクト「農業技術開発普及強化計画」(2004-2005年F/U、以下「旧技プロ」と略す)で得た成果を活用しつつ、東部地域(ウスルタン県、サン・ミゲル県、ラウニオン県、モラサン県の4県)の零細農民を支援するプロジェクトを我が国に要請し、採択されるに至った。

JICAが2006年6~7月に事前評価調査団を派遣した結果、東部地域の零細農民への支援対象としては、将来性があり、比較的短期間に成果が出ると考えられる野菜の栽培が適切であること、限られた土地、人数で生産される野菜から収益を上げるためには、共同出荷や共同購入の実施、市場情報に基づいた適切な品目の選択等が必要であることが明らかになった。

2009年には政権が交代し、現政権により2010年6月に「開発5カ年計画」が発表された。開発5カ年計画では、目標達成のための実施戦略の一つである「III. 生産的な開発戦略」の中で、東部地域開発が重点地域として挙げられている。

上位目標	東部地域において、零細農民の野菜栽培による収入が向上する。
プロジェクト目標	東部地域における零細農民の野菜栽培への支援体制が強化される。
成果	1.東部地域の零細農民が利用可能な野菜の栽培技術を普及する体制が確立される。 2.東部地域の零細農民および野菜生産者団体に、経営改善手段を指導する体制が構築される。
活動	1-1.東部地域の零細農民の野菜生産状況と使用する技術の現状を調査・分析する。 1-2.東部地域に適用可能な既存の野菜生産技術(栽培管理、簡易灌漑、土壌保全等)を選択・特定する。 1-3.野菜生産技術に関する零細農民向けの教材を作成する。 1-4.東部CENTA普及所の普及員に対し、零細農民向け技術および普及手法についてマニュアルを改訂し研修を行う。 1-5.選定された技術の展示圃場等での実証や作成された教材の配布を通じて、対象地域の小規模農家に有用農業技術を紹介する。 1-6.野菜栽培技術の普及が継続的に実施されるために有効な関係機関間の連携体制を特定しこれを発足させる。 1-7.より多くの零細農民が簡易灌漑施設等の施設を整備できるよう、外部資金等活用の可能性を検討する。 1-8.適用した技術の評価を行い、次回の研修・マニュアル・教材の更新に反映させる。 2-1.東部地域における農家経営・生産者組織および野菜流通の現状を調査・分析する。 2-2.各種農家経営改善手段(組織化を通じた資材の共同購入・生産物の共同集出荷、金融へのアクセス、付加価値の創出等)を普及員、零細農民および支援機関に紹介する。 2-3.経営改善策の実施を促進すべく、既存の生産者団体等の組織化の手法を整理する。 2-4.野菜生産者団体および現地関係機関とともに、有望な経営改善手段を実証する。 2-5.実証の結果を野菜生産者団体および現地関係機関とともに整理し、東部地域の零細農家および生産者団体が活用し得る農家経営改善策を選択する。 2-6.支援ニーズに基づいた経営改善策を、普及員研修用教材・農家への普及用ガイドブックとして纏める。 2-7.経営改善策実施の際に零細農民が必要とする情報を定期的に収集し、零細農民に理解しやすい形で広く効率的に提供する体制を確立する。
投入	
日本側投入	・長期専門家 チーフアドバイザー／農業技術普及×1名×4年、業務調整／農家経営改善×1名×4年 ・短期専門家 1名×1ヶ月×3 ・供与機材 車両、OA機器等 ・在外事業強化費 ・調査団派遣費
相手国側投入	・C/P人件費(人材):CENTA普及員 その他協力機関関係者(農牧省関係機関職員、CENTA試験研究局員、地方行政団体職員、地域農業支援機関職員等) ・プロジェクト事務所 ・機材 ・ローカルコスト
外部条件	・農牧省とCENTAの方針が変わらない。 ・カウンターパートが頻繁に変わらない。 ・野菜輸入業者が妨害をしない。
実施体制	
(1)現地実施体制	実施機関は農牧省の付属機関であるCENTA及び本機関の東部における9つの普及所(今年度中に10箇所となる)。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・技術協力プロジェクト「農業技術開発普及強化計画」(1999-2004年本体、2004-2005年F/U) ・エルサルバドル国経済開発調査(平成16年3月) ・2KR見返り「東部地域野菜栽培農民のための灌漑技術」 ・協力プログラム「東部地域開発」にかかる他の投入
(2)他ドナー等の援助活動	スペイン国際協力機構、MCA、台湾政府、ブラジル政府、KOICA、FAO等



技術協力プロジェクト

2018年04月05日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 貝類増養殖開発計画プロジェクト (英) The Project for Shellfish Aquaculture Development in the Republic of El Salvador
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	農業開発-水産
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	ヒキリスコ湾及びラ・ウニオン県の沿岸地域
署名日(実施合意)	2004年12月20日
協力期間	2005年01月11日 ~ 2010年01月10日
相手国機関名	(和) エルサルバドル水産開発局(GENDEPESCA)
相手国機関名	(英) El Centro de Desarrollo de la Pesca y la Acuicultura, dependencia del Ministerio de Agricultura y Ga

プロジェクト概要

背景

エルサルバドル(以下、エ国)は、1980年からの内戦(1992年和平合意)、2001年の大地震を経験し、その後の復興が図られているものの、依然として、経済社会インフラの整備や雇用機会の創出などの課題が多数残されており、社会経済開発は遅れている。特に、内戦時の人材流出による人材不足は社会経済開発の阻害要因となっており、近年は、内戦の影響による東部地域の開発の遅れや農漁村部と都市部との所得格差の拡大が深刻になっている。

プロジェクト対象地域のウスルタン(Usulután)県及びラウニオン(La Unión)県を含む東部地域は、エ国の中でも特に社会経済発展が遅れており、貧困削減を重要政策課題としているエ国政府は、地域別国家計画(2000年)で同地域を優先開発地域として位置付けている。同地域の中でも、人口の約1割を占める零細漁民は、特に貧困の度合いが高い。

東部地域沿岸部の漁村では、赤貝や在来種カキを中心とした貝類採集とエビトロール漁業が零細漁民の生活を支えてきた。しかし、内戦とその後の混乱により、生活の糧を失った内陸部住民が沿岸部に流入し、貝類採集に従事し始めたため、資源の減少が急速に進んだ。これにより、採集する貝の大きさが小型化し、近辺での分布密度の低下により漁場が年々遠隔化しており、収入の減少と労働時間の増加が問題となっている。在来種カキ採集は男性が従事しているが、マングローブ林地帯での赤貝採集には特別な技術や漁具を必要としないため、最貧困層の一部を構成している多くの女性と児童が参加している。

このような問題を解決するために、漁民に普及可能な貝類増養殖技術を確立し、並行して、漁民が貝類資源を持続的に利用するための意識の醸成をするとともに、収入の多角化を図るための方策の提案を含む、直接住民に裨益する包括的なアプローチによる生計向上モデルを提案することが急務となっている。

上位目標 ヒキリスコ湾及びラ・ウニオン県の沿岸地域に、貝類増養殖を中心とする生計向上モデルが普及される。

プロジェクト目標 適正な資源管理に基づいた貝類増養殖を中心とする生計向上モデルが提案される。

1. 水産開発局トリウンフォ支局で、貝類種苗生産技術が確立される。

成果	<p>2.試験海域で、漁民に普及しうる貝類養殖技術が確立される。</p> <p>3.海面及び沿岸域の資源の持続的利用及び漁場環境保全に関する、モデル地域住民の意識が向上する。</p> <p>4.モデルプロジェクトにおいて、貝類増養殖を中心とした生計向上のための改善策が選定される。</p>
活動	<p>1-1.赤貝の種苗生産試験を実施し、結果をとりまとめる。</p> <p>1-2.マガキの種苗生産試験を実施し、結果をとりまとめる。</p> <p>1-3.モデルプロジェクト地域で、イワガキの付着基盤設置試験を実施し、結果をとりまとめる。</p> <p>2-1.マガキの養殖試験を実施し、結果をとりまとめる。</p> <p>2-2.赤貝の養殖試験を実施し、結果をとりまとめる。</p> <p>2-3.プロジェクト対象地域におけるコンクリート基盤に付着したイワガキの養殖試験(育成管理)を実施し、結果をとりまとめる。</p> <p>3-1.住民に対する沿岸資源の持続的利用のための啓発活動の計画を実施機関とともに策定する。</p> <p>3-2.沿岸資源の持続的利用のための啓発活動用教材を作成する。</p> <p>3-3.住民参加型で沿岸資源の持続的利用のための啓発活動を行う。</p> <p>3-4.啓発用普及マニュアル(方法論、啓発ツール(教材等)を含む)をカウンターパートとともに作成する。</p> <p>4-1.貝養殖モデルプロジェクトを実施する(漁民の組織化、水産開発局技術者による漁民への技術指導、漁民主体の養殖事業の計画と実施を含む)。</p> <p>4-2.モデルグループのうち、3グループ以上で貝類養殖以外の生産活動を実施する。</p> <p>4-3.モデルプロジェクトの実施結果をとりまとめる(実施結果とは、適正な養殖方法、生物学的データ、収支、組織化の方法等を指す)。</p> <p>4-4.モデル普及のための、漁民グループ間及び水産開発局技術者と漁民グループ間のネットワークを構築する。</p>
投入	
日本側投入	<p>総額(事前評価額)約3.5億円</p> <p>a)専門家派遣 当初協力期間(～2008/1/10)(長期3名)チーフアドバイザー/漁業開発/漁民組織、カキ養殖、業務調整 (短期)漁場環境調査、赤貝類浮游幼生調査及び採苗、社会開発他 延長協力期間(2008/1/11～)(長期2名)チーフアドバイザー/貝類種苗生産、業務調整/貝類養殖 (短期)種苗生産施設移転、生計向上モデル形成他</p> <p>b)供与機材 餌料培養用の資機材</p> <p>c)研修員受け入れ 日本あるいは第三国での研修に毎年2-3名を受け入れる。</p> <p>d)プロジェクト活動費 プロジェクト終了後にも継続的な支出が必要とならない経費については、工国側との協議の上、日本側が部分負担する。これらには、既存の種苗生産施設、餌料培養施設の整備を含む。</p>
相手国側投入	<p>a)カウンターパート(地域社会・人々)漁民グループ (政府)水産開発局本局、プエルト・エル・トリウンフォ支局、ラ・ウニオン支局</p> <p>b)建物・設備・機材 プロジェクトに必要な事務室、会議室、研修室、研究室、孵化場</p> <p>c)プロジェクト活動費 本プロジェクト終了後も必要となる通常経費(種苗生産施設の維持管理費、船舶保険、業務用車輜及び船舶の燃料他)</p>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・零細漁業振興基金に係る施策に大きな変更がない。 ・貝類消費需要が極端に低下しない。 ・貝類の単価が極端に下落しない。 ・自然環境が大きく悪化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	合同調整委員会を設置。
(2)国内支援体制	国内支援委員会を設置。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>a.JOCV隊員派遣:養殖(平成10年度～12年度)、村落開発(平成14年度～16年度)、環境財団(植林・プログラムオフィサー)</p> <p>b.JICA長期個別専門家派遣:水産開発計画(平成11年度～14年度)</p> <p>c.JICA技術協力プロジェクト:エル・サルバドル国沿岸湖沼域養殖開発計画(平成13年度～15年度)</p> <p>d.JICA開発調査:エル・サルバドル国零細漁業開発計画調査(平成12年度～14年度)</p> <p>e. 開発調査「東部地域経済開発計画調査」(平成14年度～15年度)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>a.EU:中米水産開発支援プログラム 1992年～1999年</p> <p>b.台湾:海水エビ・淡水エビ養殖、テラピア養殖等 1990年～</p> <p>c.台湾:中米統合機構(SICA)の加盟国を対象とした内水面漁業開発 2004年～</p> <p>d.GTZ(ドイツ):経済省を受入機関とし、La Paz県のNonualco地域を対象として商業、農業、漁業、環境、観光、青年等多岐の分野にわたる協力を実施中。</p> <p>e.スペイン国際開発庁(AECI):環境・天然資源省を受入機関とし、村落協力・開発財団と共にヒキリスコ湾周辺の村落調査を実施。</p> <p>f.ピースコー隊員:2001年から林業・環境教育隊員を派遣。</p>

備考

※生計向上モデルは、貝採集・養殖を主たる収入源とする漁民グループが生計向上を図るための技術・手法等をパッケージとして示されたものであり、モデルプロジェクトの成功事例及び漁民に共有される手引書として提示される。これらの技術・手法には、貝類増養殖技術、資源管理手法、収入源多様化のための方策、漁民組織の運営方法、零細漁業基金等の資金申請方法などが含まれる。漁民グループは、必要に応じて、これら技術・手法を取捨選択し、組み合わせて活用する。※協力対象にする貝類は、マガキ、イワギ、赤貝とする。